李 相 済*1 廣 橋 容 子*2

Various Aspects of the Issue of Discriminatory Language

Sang-jae Lee * 1 Yoko Hirohashi * 2

Abstract

This article considers the definition of discriminatory language and related problems.

Aspects considered are the history of discrimination which is reflected in discriminatory language, the intentional use of discriminatory language to oppose discrimination and, how the language points to the existence of discrimination.

The limitations of discriminatory language being viewed as a legal problem are clarified, as is the necessity for dialog between the majority and minorities to resolve these issues.

It is necessary to radically change the current social structures and social relations that cause discrimination in order to achieve a solution to this problem.

キーワード 差別語、差別語問題、マイノリティ、マジョリティ

I. はじめに

今日の日本には、伝統的なナショナル・マイノリティである被差別部落出身者や主要なエスニック・マイノリティであったアイヌの人びとや「在日韓国・朝鮮人」のみならず、多様な国、地域出身者が、それぞれ異なる宗教や言語、生活習慣をもちつつ生活しており、多数派とは異なる特性をもつマイノリティは年々増加している(石河2003:33-5)。また、最近では、女性、高齢者、子ども、疾病者、さまざまな障害をもつ人々や同性愛者なども、

^{*1} り さんじぇ:聖トマス大学人間文化共生学部准教授

^{*2} ひろはし ようこ:大阪国際大学短期大学部准教授〈2009.10.2受理〉

国際研究論叢

社会的弱者としてマイノリティの範疇に位置づけられてきており、岩間(2007a:5-6)はそれら「拡散型マイノリティ」と呼んでいる。このように、今日の日本では、マイノリティ概念はナショナル、エスニック、宗教、言語といった特性をとりたてて重視せず、「弱者」一般を指す多義的な概念として拡散化している(岩間ほか2007b:26)が、このような傾向の中で、差別問題は「総体として次第に抽象、拡散化」(高木1999:16)しており、差別語問題も複雑、曖昧化してきているといえる。

現在、企業・行政機関・大学等広範な領域において、多様なマイノリティに対して侮蔑的と判断された呼称・用語・地名・表現について、自主規制のかたちで他の言葉に言い換える動きが広がっている。しかし、どのような言葉をいわゆる差別語だとするのか、その判断基準が自分自身からではなく、反差別運動団体からの糾弾・抗議を受けるかどうかにあるならば、安易かつ機械的な言い換えは「言葉狩り」となり、表現の自由・言論の自由という基本的人権を侵害する恐れがある。

また、ある言葉・表現がなぜ差別性をもつのか、誰がどのように差別語だと判定するのかという、差別語の本質に触れないままに差別語として禁句化し言い換えることは、差別の実態を不可視化させることにつながりかねない。つまり、差別語を使用した人が、どんな思想を差別された人々に対してもっているかを問わずに言い換えることは非本質的で、本当の意味での差別語の解消や減少にはつながらない。

本稿では、以上のような問題意識に基づいて、差別語とは何かについて考察し、差別語問題の様相と課題について検討する。

Ⅱ. 差別語の概念化

1. 不快語、蔑視語とは

語彙的カテゴリーとして、一般に「不快語」「蔑視語」「差別語」といったような言葉が存在するが、それらの概念は言語学・言語心理学・言語社会学の領域ではいまだ明確になされておらず、それらの区分も不明瞭である(今野1997a:55-6)。

まず、不快語とはどのような言葉を指すのか。今野(1997 b:55)は、「あることばが、それを聞いたり、みたりした者に、そのまま受け入れ難い場合、それが不快用語」であるとし、この言葉に接する者が直接的に傷ついたり、また間接的に不快を覚える働きのある言葉だと規定している。であるとすれば、不快語は受け手側の主体的な判断や主観的な受け止め方に基づくものということになり、何をもって不快語となすか、その用例は無限に広がる可能性があり、その判断基準を客観的に立証することは困難となる。

また、今野(1997a:55-6)は侮蔑語を、「ある集団内あるいは集団間にあって、優勢者と自認する者や現実に優勢な地位にある者が、自らの特権とその地位あるいは威信を死守するために、自己の文化と距離のある一群の人々に、侮辱・憎悪・嘲笑・暴力の対象とする際に用いられるものである」とし、他者との差異を強調する優越感の具体的な言語シンボルととらえている。つまり侮蔑語は、発信者側が、ある一群の人びとをよりいっそう従

属的な地位にとどまらせようと強いる場合に用いる言葉であり、不快用語の場合とは逆に、 侮蔑語かどうかの判断基準は、発信者側が何らかの蔑視観に基づいて疎外する意図があっ たかどうかに基づくのである。その意味では、状況に応じてすべての言葉が蔑視語となり うる性格をもっているといえる。

2. 差別語とは

では、差別語とは何か。不快語や蔑視語と差別語は概念としてどう違うのか。ある表現が差別的であるかどうかの判断基準に結びつく差別表現観として、佐藤(2005a:206)は、①被差別者を傷つける表現であること、②悪意に基づく表現であること、③偏見を助長する表現であることの3点をあげているが、これらを判断基準とするものが差別語だとするならば、差別語は「差別的な偏見や予断に基づく意識が言語表現の形をとって現象化したもの」(内山2000a:122)といえる。そうだとすれば、偏見や差別意識の象徴的な発現形態だという点において差別語と蔑視語には差異はないということになる。

2.1 差別の歴史と実態としての差別語

蔑視語の中から差別語を抽出していくには、差別とは何か規定する必要がある。差別という概念は多義的で、多様な観点からアプローチが可能である¹⁾が、差別を規定する際に求められることは、ある集団に属していることや、ある属性をもっていることが権利侵害の理由になっていることである。完全に個人的な理由による権利侵害を差別とはいえない。なぜなら、差別の定義には、人権侵害という「結果」だけでなく、差別を認定するための「原因」が必要条件だからである(佐藤2005 b:12-3)。「障害者だから」「被差別部落出身だから」「在日韓国・朝鮮人だから」という差別の原因は、その時代の制度的秩序と社会の仕組みから生まれるのである。よって、差別語もその時代の差別体制の中から生まれ、つくられた言葉であり、差別的な偏見や予断によって再生産される社会的性格をもつといえよう。

たとえば、百姓という語は、もともと天下の人民、つまり、諸々の大衆や民衆という意味であったが、徳川幕府体制において農民は当時の社会構造のひとつに組み込まれ、やがて搾取された農民のいろいろな生活状況から、百姓は侮蔑的な意味合いをもつ言葉として遺われてきた。同様に、非人という語も、もともとは「人でない存在」として「仏性を持った者」という仏語に由来する(堀田2008:58)が、近世賤民身分制度成立によって発生した賤民階級の呼称「かたわ」(=乞食)(内山2000 b:7)となり、徳川幕府体制下で、被差別階層に強制的に所属させる言葉である非人へと転化していったのである。また、半島人という語は、日本が朝鮮半島を植民地化していた時代の朝鮮人に対する蔑視観を表す言葉であるが、それのみならず、朝鮮人という存在自体を全面的に否定し、もはや朝鮮という国は地球上には存在せず、日本の一部という意味から本土に対する半島として位置づけようとした、当時の植民地支配を正当化する意図に基づいてつくられ、伝播された言葉である。このように部落差別や日本の朝鮮植民地支配の仕組みなど、差別の歴史や現実が内包されている言葉が差別語だといえる。

つまり、差別語とは、差別語はたんに他者との差異を強調する優越感の具体的な言語シンボルではなく、歴史的事実としての差別、社会的現実としての差別をシンボライズする言葉である。また、さらなる偏見を生み出し、差別を助長・再生産させる「資源」として利用されてきた言葉でもある。そのように差別語は、差別を維持し補強する社会的影響力をもっており、その実態のために当該の人たちが社会からスポイルされ、疎外され続けてきたという負の歴史を背負った言葉であるといえる。

2.2 言語エネルギーとしての差別語

差別は何らかの差別解体へのエネルギーが働かない場合、あたかも差別実態などなにもないような状態で存続するものである。なぜなら、差別の仕組みは、「自分はすぐれているのだという自認している人たちが、犠牲者を喰いものにする権利が、生まれながらに保障されている」(今野1997 d:76)という論理に基づいており、差別者は差別を正当化するからである。よって、差別を正当化する人々がその社会でのコミュニケーション・チャンネルを独占すればするほど、その時代の不快語や蔑視語も疑問視されないまま存続する。逆にいえば、不当に排除され、抑圧され、機会を奪われた人たちが、そういった状況を告発しなければ、差別実態はみえてこないということである。

水平社宣言(1922年3月3日)の冒頭に「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」という文言がある。特殊部落とは、1907年に明治政府が全国的に部落実態調査を行った際に用いた言葉である。大正期には公用語から削除されたが、以降も被差別部落の代名詞的用語となり、さらに「他より劣ったことの比喩」として用いられ、異端視と蔑視感が込められた言葉として長く遣われてきた。この語には、被差別部落がもともと何かしら「特殊な存在」であり、差別されて当然な理由をあらかじめ備えているがごとき意味があるが、水平社宣言の冒頭でなぜ特殊部落という言葉が遣われたのか。水平社宣言が出された全国水平社創立大会において、次のような話があったと内山(2000 c:148)は述べている。「現実に存在している差別がここにあるだということを敢えて、自分たち自身の身体を通して知って欲しいという意味も込めて、私たち自身のことをそう呼んだのだ」「つまり、そういう言葉を使わなければならない現実の実態こそが問題なのであって、その実態がなくなるまで、敢えて私達はその語を使っていきたいと思う」。

このように、明確な反差別的意図のもとで不快語や侮蔑語が用いられるとき、その言葉は差別を告発し、差別そのもののあり方を否定するような積極的な意味をもつ。そのようなエネルギーをもつ言葉こそが差別語だと考える。

つまり、否定的な意味や性質をもち、「他者性の記号」²⁾ として機能し、排除の効果をもつ言葉に対して、差別されている人々が不当だと自覚し、当然の主張・権利として、管理・支配・排除する者たちに、その言葉の撤廃を要求し行動する過程においてはじめて、差別語は不快語や侮蔑語から区別される。ただし、差別語か差別語でないかを、誰がどう判別するのかという問題はべつにある。それはIVにおいて検討する。いずれにせよ、差別語とは、「支配 - 被支配」あるいは「上位 - 下位」という階級関係における言語エネルギーのひとつのかたちとして認識されよう。

Ⅲ、差別語をめぐる経緯

1. 差別語をめぐる歴史的社会的状況の変化

1.1 差別語糾弾・抗議とマス・メディアの自己規制

部落解放同盟による差別語・差別表現に対する糾弾の原点は、1922年の全国水平社創立 大会で採択された決議のひとつである「吾々に対し穢多及び特殊部落民等の言行によって 侮辱の意志を表示たるときは徹底的糾弾を為す」にあるといわれている。記録に残るマス・ メディア糾弾は、1916年に博多毎日新聞に掲載された差別記事に対してである。それから、 いくつかの新聞や映画、放送等のマス・メディアに対して糾弾が行われた(田宮1995a: 32-3)。

戦後も、1956年に起こった朝日新聞紙面の差別語に対する糾弾、いわゆる「朝日新聞差別事件」 $^{3)}$ をはじめ、1950年代より、主に新聞メディアに対して部落解放同盟による差別語糾弾はなされていたが、1969年にいわゆる「大内事件」 $^{4)}$ が起き、この事件を契機に「差別語糾弾運動が組織化され、この形態が社会的なキャンペーンのモデル的な祖型」(田中2002a: 23)になった。

1970年代の新左翼運動と共鳴して高揚した被差別部落、女性、障害者などの解放運動の中で、マス・メディアに対する差別語・差別表現への抗議は激増した。1974年の『広辞苑』から見出し語などの「朝鮮征伐」が削除された。また、1976年に児童文学『ピノキオ』が障害者差別を助長する差別図書であると批難された。はじめに告白したのは一市民であった。出版社は抗議を受け入れ、出版図書を回収した。1988年には、市民団体「黒人差別を無くす会」が、絵本『ちびくろサンボ』は人種差別を助長する作品であるとして出版社3社に抗議し、一時的に絶版となった。

このように、マス・メディアに対する差別語・差別表現への抗議の範囲は部落問題のみならず、障害者問題、人種差別、職業差別、女性差別、民族差別へと広がりをみせ、抗議主体も、さまざまな人権運動団体から個人まで多様化した。また、抗議・糾弾を受けるメディア側の回収や絶版という対応が安易な手段だとの批判も起きたが、増加する糾弾・抗議に対して、とくに新聞業界、放送業界等は、「禁句集」「言い換え集」や「放送上差し控えたい用語」等マニュアルを作成し、自主規制を強めていった。やがて、マス・メディアに対し繰り返し糾弾・抗議する反差別運動団体と、なぜ差別語・差別表現なのかという自己認識なしに、ひたすら訂正、削除、回収、謝罪するマス・メディアという図式に論議は低迷した。

1992年、1994年度より高校教科書に採録される予定であった筒井康隆の小説『無人警察』に、日本てんかん協会は差別助長の表現があると著者と出版社に抗議し、東京都内学校長へ採用中止を要請、文部省に対し検定取り消しを要求した。出版社は「てんかん協会の読み誤りによる不当な言い分」と抗議に反論したが、著者はジャーナリズムの思想的脆弱性を批判し、表現の自由を守るために闘わないマスコミへの抗議として「断筆宣言」した⁵⁾。この事件は、言語発信者側からメディアの過剰な自主規制に疑問を呈した、これまでの反差別語運動にはなかった構図だったといえる。

国際研究論叢

いずれにせよ、この事件を契機に差別語問題は再び社会的問題として新たに注目され、新聞、雑誌、出版を通して、表現の自由、マス・メディアの自主規制、反差別運動団体による糾弾・抗議に関する賛否両論が交わされたが、同時に、差別語・差別表現、また不適切表現に対する抗議、糾弾の対象は、マス・メディアや著名人のみならず、あらゆる領域における言論・言語表現に拡大した。

1.2 今日的傾向

2000年には、日本魚類学会が、魚の標準和名の中に人権意識の上で明らかに差別的な名称があるとし、和名の定義と提唱についてのガイドラインを設ける方向性を打ち出した。また、同年、日本昆虫学会と日本応用動物昆虫学会は連名で、「差別用語を使った標準和名について、今後は研究者が、改称を含む適切な処置をとる」との会長声明を出した(中川2002:5-6)。

社会福祉分野における法制度上の用語変更の動きについてみると、1960年に制定された精神薄弱者福祉法が、1998年に知的障害者福祉法に改名された。また、2002年に日本精神神経学会が精神分裂病の病名を統合失調症に変えることを正式決定し、それを受けて厚生労働省は同年、各都道府県・指定都市宛に病名変更の呼称の取扱通知を発出した。2005年には痴呆から認知症に、2006年には精神病院が精神科病院という用語に改める法律が成立した。厚生労働省はこれら障害の種類や疾病名の変更の根拠をそれぞれ示している⁶⁾が、いずれの用語にも、①侮蔑的な意味合いを内包しており、当事者の人格否定・人権侵害につながっていること、②実態を正確に表しておらず、間違ったイメージを助長している、と判断している。また、2005年には、都道府県庁所在地や政令指定都市でははじめて福岡市が、障害者施設の名称や文書などの表記を「障がい」に改めた。障害という言葉の「害」の字はマイナスイメージが強いとの判断であった⁷⁾。

2. 現在の差別語問題

前節にて概観したように、差別語は「差別 - 反差別」という二項対立的構図の中で、反差別運動の文脈において語られてきた。やがて、多様な形で増加する差別語糾弾・抗議に対して、何が差別語かを十分吟味することなく「言い換え集」「禁句集」を作成し、過剰な自主規制という形をとったマス・メディアの対応に「事なかれ主義」との批判が起こり、差別語言い換え・禁句化と言論・表現の自由についての議論が起こった。差別語問題は、部落差別や障害者への差別など現実としてある差別を無くしていく問題と、言論表現の自由との接点に横たわる問題として、二者択一的な立場、特定の考え方で割りきれない問題となってきている。

また近年は、学術・教育・行政などの分野において、被差別団体や市民団体等の直接的な糾弾・抗議によらない、差別語・差別表現を含む名称・呼称・用語・表現の見直しや言い換えの動きが広がっている。この現象が真に自発的なものなのかという検証は必要だが、「もっとも傷つく人」を基準としてきた反差別語運動に対して、何が差別語なのか、誰がどう判定するのかという問題を提起しているといえよう。

次章では、反差別語運動の正当性と差別語問題のとらえ方について考察する。

Ⅳ. 差別語問題の位相

1. 正義の問題

自らをあえて「穢多」と呼ぶことで差別実態を告発し、「特殊部落民よ団結せよ」との呼びかけではじまった部落差別の解消を求める運動は、前述のように大内事件を契機として差別語糾弾運動を中心に展開されていった。その差別語糾弾運動の方向や体質は、全国水平社設立時の「決議」にある「穢多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意志を表示たるときは徹底的糾弾を為す」という文言に象徴的に表れている(山下2005a:191-2)。

では、具体的にどういった言葉を差別語として判断して、どのような糾弾を行っていたのか。部落解放同盟が1975年に公表した「差別語問題についてのわれわれの見解」の骨子の中に、「差別語や差別的比喩に抗議する。しかし、それが文脈全体の中でその前後関係をよくみて差別を助長するか否か、その与える影響を判断して糾弾の適否を決めるという従来の方針を堅持する」(八木1984a:197)とある。「その与える影響」を判断する基準とは、言葉、表現そのものが、自分たちの利益に合致しているか否かであったといえる。なぜなら、部落解放同盟の糾弾の対象が、「日常、部落に生起する問題で部落にとって、部落民にとって不利益な問題一切」⁹⁾だったからである。また、糾弾のあり方は、差別を「いついかなる理由をもってしても絶対に正当化されない最大の社会改悪であり、人間の尊厳を犯す犯罪」と規定し、差別的言動を行ったとみなした当事者に対して、「『正しい知識』と『正しい認識』を注入するために、耳にタコが出来るまで繰り返し教育と啓発」(山下2005 b:108)を行うというものであった。

このように、部落解放同盟による差別語糾弾運動は、差別によって社会の中で自分たちが排除され、低い位置におかれることで生じる「痛み」や「不利益」が極みに達した時点において起こってきたといえる。そこでは、差別される「痛み」を訴え、差別を受けて被った「不利益」を解消するための行為は「正義」だとみなされ、それを差別と同定したときに「正義」は自分たちの側にあるということである。これまでの反差別語運動は、被差別層が社会(権力)と対峙するという二項対立的構図のもと、自分たちの「痛み」や「不利益」を根拠とする「もっとも弱い者の正義の問題」として展開されてきたといえよう。

2. 反差別語運動の変移

現在にいたる部落解放同盟の反差別語運動は一定の成果をみせた(福岡1992:182)が、 一方で、運動のあり方は過激化し、批判も起きた。

野口(2002a:74-8)は、これまでの反差別語運動は、「痛み」の絶対的な了解不可能性を強調した運動であって、そこには差別語問題を含めた反差別運動全体に弱者至上主義的な考え方があったと指摘する。つまり、反差別運動の中心的考え方に「マジョリティがマイノリティの立場に立って自分の抑圧性というものを深く反省しないといけない」とい

う論理があり、よって、マジョリティはマイノリティから抗議を受けた場合は、「弱者の 意見を聞かないといけない」ということが義務として要請され、不適切な抗議に対しても 反論できなくなるというものである。

たしかに、社会的に差別が存在する以上、それを正していく必要があり、被差別者には、差別を拡大していくような言動に対して批判し、抗議する権利がある。ただ、その批判や抗議の方法が、相手を納得させ、自発的に非を認めるやり方ではなく、暴力的であったり、脅迫的であったり、批判自体が主観的、独善的であるなら、それはただ自分たちの「正義」を押し付けることになり、人びとの本当の意味での共感を得ることは難しい。その意味で、これまでの反差別語運動の方法のあり方が「痛み」や「不利益」を前面に押し出し過ぎたことによって、抗議を受ける側がその問題を自分の問題として受け止め、考えることができず、抗議する側のいうことを無条件に受け入れないといけない状況を生じさせたことは否めない。

部落解放同盟も反差別語運動主体として、「自分たちの思ったような効果を得られなかった」これまでの運動のあり方に対して、「私たちは大上段に構えすぎた。説得や教育や糾弾や追及や啓蒙や指導や研修や啓発などをやり過ぎた」とその不適切性を反省し、「無神経で傲慢な権力者や大企業や組織や団体」が差別的な言動をとった場合を除き、組織的な糾弾活動は行わないという方向性を打ち出した。そして、私的な場面での差別的言動については、そこに居合わせた人が自分の考えで対応するという方向に転換してきている。また、今後の課題として、「個人として、事態や情報を正確に分析する能力」と、「自分の考えをそれにふさわしい態度や言葉で伝えるスキル(技術)」の習得をあげている(山下2005 c : 108-9、196-7)。

1997年には、階級政治闘争的だった綱領を「自主・共生・人権」を主軸に改訂するなど、差別事象に対する「糾弾」はなお否定してはいないが、実質的にこれまでの反差別語運動の糾弾のあり方に大幅な軌道修正がなされ、これからは、個人同士として話し合い、お互いの違いを了解し合い、お互いが差別を乗り越えるような方向を志向しはじめている。

3. 差別語判定の問題

3.1 弱者の相対化

「ある言動が差別にあたるかどうかは、その痛みを知っている被差別者にしか分からない」(藤田1987:57)という被差別者側からのテーゼに対して、野口(2002 b:78)は、それは差別された者は間違いをしないという前提で成立することであって、その発想に基づけば、差別されたと思った者は「被差別者」というグループに属し、彼らが差別した側とみなした者は「差別者」というグループに属し、抗議された側は反論の余地がなく、議論を拒絶するのみとなる。結局、ある言動が差別にあたるかどうかを判定する権限は「被差別者」のグループにしかないということになり、それは差別構造の逆転であると反論する。そして、被差別者だけが、何が差別かとか、どんな言葉を遣ってよいかを決定する権利を絶対的にもっているのではないと指摘する。

野口は、反差別語運動が行き詰まった背景に、自分を絶対的な弱者として立てる弱者至

上主義があると指摘したが、その「弱者」とは、現実に存在する弱者ではない。野口(2002 c: 76-86)がいう「弱者」とは理念として想定されるものであり、特定の「問題意識」から見出される個別の弱者なのである。そして、自らがさまざまな弱者のうちの相対的な弱者であることを自覚しながら、その「問題意識」が妥当なものかどうかは、互いの議論の結果、同意として得られるものであるというものである。つまり、個別的、具体的に遣われた言葉に対して、ある時は自らを弱者として自分の「痛み」や「不利益」を一般化できないかと試みることや、また、ある時は自らを強者として反論もできる状態にするという、自らの立場を相対化しながら、「強者」「弱者」相互の利害を調整するプロセスから何が差別的言動なのか見極めようとする。

たしかに、この言葉の使用は差別的か、差別的ではないかということを判定するにあたっては、「強者」と「弱者」が互いに問い直しながら共通了解をつくるという、関係のモラルを構築していくことが求められる。しかし、そのためにはマイノリティとはどういう存在か、つまり、「強者」とは誰か、「弱者」とは誰なのかということを考える必要がある。

3.2 マイノリティとは

マイノリティが指し示す対象は、その言葉を用いる人や受け手によって異なる(岩間ほか2007 c:25)。このような多義的なマイノリティ概念は、誰がマイノリティなのかをわかりにくくさせているが、社会科学者はマイノリティを、「多数派をしめている優勢者の集団に対して少数であるだけでなく、社会的に劣勢の地位や待遇を受け、またそうした意識を持たされている集団」(秋元1991:960)だと定義している。このように日本の社会学では、マイノリティの概念は「差別された弱者」という意味で用いられる傾向がある(岩間ほか2007 d:33)が、それはたんに数として少数であるということでなく、社会的弱者の地位に貶められ、結果として差別される対象に置かれた人びとを指しているといえる。

現代の日本では、アイヌの人びと、沖縄の人びと、「在日韓国・朝鮮人」、「日系人」や移民、外国人労働者などといったエスニック・マイノリティ(「少数民族」)に加えて、同性愛者などのセクシャル・マイノリティ、また、被差別部落出身者、障害者、女性、子ども、ホームレス状態の人びとなどもマイノリティとしてあげられよう。

このようなマイノリティと呼ばれる人が、別の文脈の中でマジョリティの範疇にいることはある。個々の人間は社会的存在として、多くの文脈を同時に生きているからである。しかし、マイノリティは社会的弱者として、しばしば複数の差別を同時に経験することが多い。なぜなら、日本に現存するさまざまな差別は、画一的・排他的で能力主義や経済効率が重視される現代社会の基本特徴に起因しており、その構造からさまざまなマイノリティと呼ばれる存在が必然的かつ重層的に再生産されるからである。そして、差別語とは、II-2-2.1 において規定したように、マイノリティといわれる存在の状況を定義し、境界を設定し、排除したり傷つけたりする力になるのである。

3.3 差別語判定の課題

このように、マジョリティとマイノリティとの間には、権力の格差や社会的な地位の差異があり、階級関係に貫かれている。したがって、II-2-2.2で考察したように、差別は日常化していればいるほど不可視性は高まり、マジョリティにとっては差別と思えなかったことが、マイノリティから差別語を通して差別現実を指摘されたとき、はじめてそれが差別であることを知り、「差別するつもりはなかった」と弁明するのが多くの場合の実相だといえる。

にもかかわらず、「相対的な弱者」というとらえ方では、マジョリティとマイノリティの階級関係は後景の遠のくことになり、マイノリティ概念が抽象化、拡散化していくことが危惧される。それは、どういう言動が差別的なのかを判定するときの基準の曖昧化につながるのである。

だからこそ、何が差別語なのかを判定するときには、より強い立場にいる一部の人の主観的な判断に委ねられることなく、差別する側と差別される側とが対等な関係の下でコミュニケーションを図るためには、マジョリティとマイノリティの「対話」が成立するための前提が必要である。

その前提とは、まず、公権力やマジョリティがマイノリティに対して発信する言葉に対抗して、「それは差別的ではないか」というもうひとつのメッセージをフィードバックする権利と必要がマイノリティ側にあるということが社会的に認識されることである。そしてそのメッセージは、表現の自由との対立を意味するのではなく、民主主義を問い直しつつ、差別社会の変革と人びとの意識変革をすすめる、市民的な対話の場となる公共領域を生み出すための「もうひとつの提案」であるべきである。また、公権力やマジョリティ側においても、反差別語運動団体などから糾弾・抗議を受けるかどうかを差別語判断の基準とする姿勢ではなく、差別問題への真の認識をもち、自主的、主体的な判断基準を確立することである。

∇. おわりに

どのような言葉も、意志の伝達の手段であり、基本的には誰がどのような言葉を遣っても否定できない。また、どの言葉が差別語で、どの言葉が差別語でないか、あらかじめ決定されているわけでない。その意味では、言葉それ自体として差別語というものは存在しないといえる。

それでも差別語問題が現実にあるのは、マイノリティへの差別が存在しているからである。差別者と被差別者が社会の中で明確に存在し、対峙している現実がある。その差別の一形態が差別語であるが、差別語とは、各種の差別を生み出し、差別・分断を継続・固定化させている今日の政治・経済の仕組み、社会構造、また、そこから来る生活意識に根ざした言葉であり、差別の歴史と差別実態を反映している。つまり、差別語問題は、差別語を生み出している日本社会の問題であり、古代からの日本の歴史的、文化的、経済的、社

会的な差別構造への照射を抜きにして、すなわち差別語を生み出す社会的根拠を抜きにして、言葉だけの問題として考えることは無意味に近い。

だからこそ、たんにある言葉、表現だけを差別語だと言挙するのではなく、その言葉が他に対してどのような意図と目的をもって遣われようとしているのか、つまり、マイノリティに対し、その言葉を遣って侮蔑、疎外する意志があったかどうかの内容をよく見極めることから、その言葉、表現が差別的なのか否かが問われ、判断されなければならない。それには、まず現実に何が起こっているのかという差別の事実をタブー視せず、余すところなく明らかにすることが重要であり、その上で、その言葉の成り立ち、歴史・社会的な遣われ方を検討し、なぜ差別語なのかということを、あらゆる階級、立場の人によって「開かれた討論」を行うことではじめて、時代的変化を踏まえた差別語を見極めることが可能となる。

そのために必要なことは、公権力・マジョリティ側が、差別され、低位におかれているマイノリティの「痛み」や「不利益」に対して想像力をもつことである。また、差別語をもって差別されたとして糾弾・抗議をする側にも、相手に差別の意思が明確にあるかどうかを判断する慎重さと推量が期待される。

差別語問題は、その社会において人間が人間をどうみているかを明らかにする性質の問題である。なぜなら、差別が社会意識に根ざしているからである。日常の中にひそむ差別意識を解放していくためには、差別を生み出し、差別語があたかもそれ自体として実在しているかのように信じ込ませている現在の社会構造、社会関係そのものを変革することが必要である。

注

- 1. 『部落問題事典』(秋定他:1999) では、差別について、「本来平等であるべきものを不平等に取り扱うことである。日常用語としては、行為、態度、意識、文化、制度、これらの結果現象など様々な次元を含む意味で用いられる。差別は、多様な現象を記述するには便利な用語であるが厳密な概念規定をするのは難しい。社会学においても、統一的な概念はまだなく、様々な定義が試みられている」と説明している。
- 2. たとえば、「同和はこわい」という意識や偏見が共有されているのではなく、「同和=こわい」と理解する記号が共有されていると考えるのである。そして、それが差別行為として発動する仕組みは、否定的な感情を持っているから攻撃したり忌避したりするということではなく、「同和=こわい」という記号は、みんなが知っているものとしていつでも利用可能であり、それを同化や攻撃という目的に利用することによって差別行為となるということ(佐藤2005 c:145)である。
- 3. 同紙の文化欄に掲載された評論中に「文壇には早稲田文学とか三田文学とか、いろいろの大御所が派閥を作っている。これは文壇といえるものではなく特殊部落的偏狭さに満ち満ちている」と記述したもの。同紙は糾弾を受けたあと、「部落・三百万の訴え」を連載し、部落問題への取り組みを開始した。(田宮1995 b:34)
- 4. 岩波書店発行の月刊誌『世界』1969年3月号に、当時東京大学教授だった大内兵衛の「東大は滅ぼしてはならない」という論文が掲載されたが、そこに「大学という特殊部落の構造・・・」との記述があった。部落解放同盟から糾弾を受けた岩波書店は当該誌を自主的に回収、訂正版を出し、次号(4月号)で『世界』3月号の自主回収についての経過と見解を掲載、さらに5月号で大内兵衛自身が「部落開放に一層の力をそそごう」との自己批判文を書き、謝罪、訂正をした。

国際研究論叢

- 5. 『週刊現代』講談社、1994年2月4日号を参照。
- 6. 「精神薄弱」という用語には、○あたかも精神全般が弱いまたは精神全般に欠陥があるかのような印象を与える。○障害者の人格自体を否定するニュアンスをもっている。○不快語、差別語であるとの批判がある。「精神分裂病」という用語には、○精神それ自体の分裂と解されることが多い。○患者の人格の否定につながっており、患者・家族に苦痛を与えている。○社会的にも偏見、差別、スティグマを助長してノーマライゼーションを阻害し、社会的な予後を不良なものしている。

(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0621-5 f.html)

「痴呆」という用語は侮蔑的な表現である上に、「痴呆」の実態を正確に表しておらず、早期発見・早期診断などの支障となっている。認知症に変更し、誤解や偏見の解消に努める必要がある。(「朝日新聞」2004年12月25日を参照)

「精神病院」という用語には、精神病者を収容する施設というイメージが残っており、そのことが、精神科医療機関に対する国民の正しい理解の深化や患者の自発的な受診の妨げとなっている。(http://houseikyoku.sangiin.go.jp/bill/outline18094.htm)

- 7. 「毎日新聞・北九州版」2005年6月10日を参照。
- 8. 1957年の部落解放全国委員会第12回大会にて、「日常、部落に生起する問題で部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」との命題が承認された。(八木1984 b:137)

引用·参考文献

秋定嘉和他『部落問題事典』、秋定嘉和・村越末男・桂正孝編著、解放出版社、1999年。

秋元律郎「マイノリティ・グループ (minority group)」大学教育社編『現代政治事典』、ブレーン出版、1991年。

石河久美子『異文化間ソーシャルワーク』、川島書店、2003年。

今野俊彦『差別を見抜く眼』、明石書店、1997年。

岩間暁子・ユ・ヒョヂョン編著『マイノリティとは何か―概念と政策の比較社会学―』、ミネルヴァ書房、 2007年。

内山一雄『人権教育の基礎理論―同和問題を正しく学ぶために』、明石書店、2000年。

佐藤裕『差別論—偏見理論批判—』、明石書店、2005年。

高木正幸『何が差別語・差別表現か?差別語用語の基礎知識 '99』、土曜美術出版販売、2007年。

高木草光一「市民的共生とマイノリティ」慶應義塾大学経済学部編『マイノリティからの展望』、光文社、2000年。

田中克彦『差別語からはいる言語学入門』、明石書店、2002年。

田宮武『マスコミと差別表現論』、明石書店、1995年。

中川喜代子『ことばと人権』、明石書店、2002年。

福岡安則『現代社会の差別意識』、明石書店、1985年。

伏見憲明·及川健二·野口勝三ほか著『「オカマ」は差別か『週刊金曜日』の「差別表現」事件』、ポット出版、2002年。

堀田貢得『改訂版 実例·差別表現 あらゆる情報発信者のためのケーススタディ』、ソフトバンク クリエイティブ、2008年。

八木晃介『差別糾弾―その思想と歴史』、批評社、1984年。

山下力『被差別部落のわが半生』、平凡社、2004年。